

平成17年9月7日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成17年9月7日
開会 10時00分 閉会 14時05分
- 2 場 所 幕別町役場 5階会議室
- 3 出席委員
委員長 坂本 偉
副委員長 中野敏勝
委 員 豊島善江 堀川貴庸 佐々木芳男 永井繁樹 大野和政
- 4 傍聴者
坂野松四郎（忠類村）、川島広義（忠類村）、水谷幸雄（忠類村）、中川正則（忠類村）
柴田眞（勝毎）
- 5 事務局
局 長 高橋平明 課 長 横山義嗣 係 長 国安弘昭
- 6 審査事件 別 紙
- 7 審査結果 別紙のとおり

委員長 坂本 偉

◇審査内容

(10:00開会)

○委員長（坂本偉） ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。

会議の前に、長時間の会議になると思いますので、上着を脱がれる方は脱いでも結構でございます。

それでは、本日の議題につきましては、本委員会に付託されました、議案第48号から議案第101号までの54議案であります。

これより議事に入ります。

審査につきましては、お手元に配布いたしました議案書の別紙に記載の順に進めてまいりたいと思います。

審査の進め方については、1件ごとに議案の説明を受け、質疑応答及び各委員のご意見をお聞きした後、討論がある場合は討論を行い、1議案ごとに採決いたします。

本日は、審査件数が多いこともありますので、説明及び質疑応答につきましては簡潔にさせていただきますようお願いいたします。

それでは、議案第48号、幕別町忠類村合併協議会の廃止についてより審査を始めます。提案者の説明を求めます。

企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 議案第48号、幕別町忠類村合併協議会の廃止についてにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

平成17年8月19日に、平成18年2月6日から広尾郡忠類村を廃止、その区域を中川郡幕別町に編入する旨の総務大臣告示が行われ、幕別町と忠類村の合併が法的に効力を有することとなりましたことから、地方自治法第252条の6の規定に基づき、合併の日の前日をもって、幕別町忠類村合併協議会を廃止すべく、議会の同意を求めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 討論がございませんので、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第49号、町の区域の設定について、提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第49号、町の区域の設定について、ご説明申し上げます。
議案書の2ページ及び説明資料の1ページをお開きください。

このたびの町の区域の設定につきましては、忠類村の編入合併に伴い、平成18年2月6日から従来の忠類村の区域を幕別町の町の区域として設定するものであります。

内容といたしましては、15あります忠類村内の字名から、すべて字を削り、忠類を冠するとともに、字忠類及び字元忠類のうち市街地を形成しております区域につきましては、現在の行政区の区割りに従い町の区域を設定し、これに行政区名を付すものでありますが、これに伴い、新たに19の町が設定されることになるものであります。

この結果、幕別町内の町・字の数につきましては、町が48、字が23、計71となるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） ありませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第50号、幕別町忠類地域住民会議条例について。

提案の説明を求めます。

企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 議案第50号、幕別町忠類地域住民会議条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

平成15年8月から始めました任意協議会における合併協議におきまして、合併後の新町においては、一つには、行政面積が拡大し、議員数が減少する中であって、地域住民の意向が行政に反映される仕組みの構築が必要であること。

二つには、住民と行政の協働関係を構築すべきであること。

三つには、地域の均衡ある発展が新町全体の発展には欠かせないことといったことが重要な課題であるとの方向が示され、これを受け、法定協議会では、住民自治充実のための取扱いという他の協議会にはない独自の合併協定項目が設けられ、協議が重ねられたところであります。

忠類村民にとりましては、役場が総合支所となり、議員数も減ってしまうことから、住

民の意向が行政に反映されにくくなるのではないかと、地域が疲労するのではないかとといった不安の声もあります。

そういった不安を取り除き、住民の声を行政に反映させるとともに、協働のまちづくりを推進するための組織として、村内で1年以上の時間をかけて検討を重ねられた自治組織が地域住民会議であり、本条例はこれを明文化したものであります。

以下、条項に沿って、ご説明させていただきます。

第1条につきましては、住民会議の設置について規定したものであり、編入前の忠類村の区域に置くとするものであります。

第2条につきましては、住民会議の所掌事務について規定したものであり、町長から諮問された場合のみならず、住民会議自ら町の施策及び予算等に関して町長に意見を述べるができるとするものであります。第4号につきましては、住民との協働に関して、町長の提言はもとより、住民の意見、要望の集約や住民への提案など、住民との協働を進める上での調整役を担うものであります。

第3条につきましては、住民会議の組織について規定したものであり、公共的団体等からの推薦者、識見を有するもの、公募によるものの三つの区分から15人以内の委員で構成するとするものであります。

第4条につきましては、委員の任期について規定したものであり、任期を2年とするものであります。

第5条につきましては、住民会議の委員長及び副委員長に関して規定したものであり、委員長一人、副委員長二人とするものであります。

第6条及び第7条につきましては、住民会議の会議の招集、定足数等について規定したものであります。会議の運営に関しては、自主性を尊重し、会議に委ねることとしております。

第8条につきましては、住民会議の答申及び意見を尊重する旨の町長の努力義務について規定したものであります。

第9条につきましては、住民会議委員の報酬及び費用弁償について規定したものであり、幕別町の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定によるものとしております。

第10条につきましては、住民会議の庶務に関する規定であり、忠類総合支所の地域振興担当部署が処理するとするものであります。

第11条につきましては、町長に対する委任規定であります。

なお、本条例の施行月日は、平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 第3条の組織の中で、15人以内の委員をもって組織するというふうにあるのですが、先ほどの提案のご説明の中では、忠類地域の議員の減少等による意向の反映あるいは住民の声を行政に届けるというような複眼を取り除くというふうにあったの

ですけれども、現在、忠類村の議員の定数は8名であって、若干それより多いように感じるのですが、この15人という数字を決められた理由を教えてくださいと思います。

○委員長（坂本偉） 市町村合併担当参事。

○市町村合併参事（飯田義晴） 確かに現行の議員数については8名でありまして、今回の住民会議については15名だということで倍増近い数字になっておりますけれども、やはり忠類地域全体の振興あるいは意見の集約のために、各界各層、地域バランスを考えた中で、一つの考え方を持っていくと。それを町長に提案する、あるいは地域住民に対して提案をしていくという役割から考えますと、できる限り多い方がいいだろうということがあります。

そうかといって、余り多いと会議としての運営に支障を来すということもございますので、忠類地域の皆さんと検討させていただいた結果、15人以内というのが適当であろうということでありました。

○委員長（坂本偉） ほかに質疑ありますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんね。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） ございませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第51号、幕別町忠類地域定住促進条例について。

提案の説明を求めます。

企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 議案第51号、幕別町忠類地域定住促進条例について、ご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。

本条例につきましては、現在の忠類村において、過疎地域活性化対策として施行されております忠類村定住促進条例を、合併後の平成18年3月31日まで、その趣旨を生かすものとして制定するものであります。

以下、条文に沿って、ご説明させていただきます。

第1条につきましては、この条例の目的を定めるものでありまして、編入前の忠類村の区域の定住人口の確保を図ることを目的とするものであります。

第2条につきましては、この条例中の用語の定義を規定するものであります。

第3条につきましては、第1条の目的達成のために、第1号の結婚祝金、第2号の出産祝金、第3号の高校生等修学奨励金、第4号の定住促進奨励金、第5号の住宅建設等奨励金を支給する奨励措置を講ずることができる旨を規定するものであります。

第4条につきましては、後部申請についての規定でありまして、結婚祝金及び出産祝金については、本人からの申請は必要ないものとし、これ以外の奨励金については、本人からの申請を必要とする旨を規定するものであります。

第5条につきましては、祝金または奨励金の返還についての規定であります。

第6条につきましては、規則への委任についての規定であります。

附則の第1項につきましては、本条例の施行月日を平成18年2月6日とするものであります。

第2項につきましては、経過措置についての規定であります。忠類村の編入前になされた処分、手続等の行為は、この条例の相当規定によりみなされたものとみなすものであります。

第3項につきましては、条例の失効についての規定でありまして、平成18年3月31日にこの条例は失効しますが、ただし書において、結婚祝金については、平成18年3月31日までに法的手続が完了した場合、出産祝金については同日までに出産があった場合、奨励金については同日までに申請を行った場合、それぞれに効力を有するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） ございませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第52号、幕別町公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例について、提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第52号、幕別町公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

公平委員会の委員の服務の宣誓につきましては、運用上、職員の服務の宣誓に関する条例により行っておりましたが、合併協議において本条例を整備することで調整が整いましたことから、本条例を制定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、条例制定の趣旨を定めるものであります。

第2条につきましては、宣誓について、新たに委員となった者は、町長の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないとするものであります。

第3条につきましては、委任規定であります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） ごございませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第53号、幕別町助役定数条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第53号、幕別町助役定数条例について、ご説明申し上げます。議案書の11ページをお開きください。

本条例につきましては、忠類村との合併協議により、合併時から4年間に限り忠類総合支所に助役を置くことで調整が整いましたことにより、地方自治法第161条第3項の規定に基づき助役の定数について定めるものであります。

なお、本条例の施行期日は平成18年2月6日からとし、平成22年2月5日限りその効力を失うものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） ごございませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第54号、幕別町まちづくり基金条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第54号、幕別町まちづくり基金条例について、ご説明申し上げます。

議案書の12ページをお開きください。

「議案第54号 幕別町まちづくり基金条例」につきましては、合併後のまちづくりに充てるため、2町村が所有する一般会計に属する基金のうち、財政調整基金、減債基金及び土地開発基金を除く基金と忠類村が所有する特別会計に属する基金のうち、新町として設置を要しない基金を一つに統合し、新たな基金を設置しようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条につきましては、条例制定の趣旨を定めるものであります。

第2条につきましては、基金の積立てについて規定するものであります。

第3条につきましては、基金の管理について定めているものであり、确实かつ有利な方法により基金の管理を行うことを規定しているものであります。

第4条につきましては、基金の運用益金の処理について規定するものであります。

第5条につきましては、財政運営を行う上で、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるよう定めるとともに、一般会計の歳入予算に繰り入れて運用できるよう規定するものであります。

第6条につきましては、基金の処分について定めているものであります。

第7条につきましては、委任規定であります。

なお、附則第1項において、本条例の施行月日は平成18年2月6日からと規定しております。

また、附則2において、現行8基金条例を廃止する旨を規定しております。

さらに、経過措置を附則第3項から第5項まで規定しています。

附則第3項では、現基金に関するみなし規定、附則第4項では、幕別町小規模企業振興資金貸付基金条例及び幕別町勤労者生活資金貸付基金条例に基づく貸付金の償還に関する効力について規定しているものであります。

附則第5項では、忠類村における「忠類村公共施設整備基金条例」ほか7条例の規定により積み立てられてきた基金について、本条例の相当規定によって積み立てられたものとする、みなし規定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

豊島委員。

○委員（豊島善江） これはまちづくり基金条例というのを一本化したということですね。

それで、その一本化した理由をまずお聞かせください。

それと、こういうふうに一本化して、いろいろな制度がありますよね。奨学資金の制度だとか、そういうものは引き続き行われると思うのですが、その辺との兼ね合いもお答えください。

○委員長（坂本偉） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） まず、基金を一本化した理由でございすけども、確かに、これまでは目的を定めて、それぞれ基金を運用してまいりました。

ただ、財政状況が、これからの財政状況等いろいろ勘案したときに、やはり一本化していくことがより望ましいのではないかなというような観点の中でさせていただいたものでございます。

それから、これまで福祉振興基金だとか目的をもってきたものについては、これからもそういった事業については、まちづくりの中で進めていくわけですから、当然、そういった形の中で、支消するときはそういう形で支消させていただくという考え方をもっております。

○委員長（坂本偉） よろしいですか。

○委員（豊島善江） 一本化した方が望ましいという、その理由をお聞きしていたのですね。

○委員長（坂本偉） 企画室参事。

○企画室参事（飯田晴義） 今、幕別町には各種の基金があります。また、忠類村にもありまして、それぞれ目的に従った運用がされているところであります。

将来的な、これは合併協議の中の財政シミュレーションを見た場合、平成33年において、基金残高29億円程度しか維持できないということになります。そうなりますと、これは少なからず近い将来、それぞれの基金をつぶさなければ財政運営はできないということは1点ございます。

それと、もう1点は、現行に基金については果実運用型が多いという実態がありまして、現実には果実が目的の費用に充当しきれないといえますか、利率が低いものですから、現実には一般財源をくずして充てているというのが実態でございます。

そんなことから、一本化することで非常に円滑な財政運営が図れるだろうと。そういう趣旨から一本化を図るというものでございます。

○委員長（坂本偉） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） ございませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第55号、幕別町忠類ナウマン象記念館条例について。

提案の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（藤内和三） 議案第55号、幕別町忠類ナウマン象記念館条例について、ご説明申し上げます。

議案書の14ページをお開きください。

本議案は、忠類村に設置されておりますナウマン象記念館を本町の公の施設として設置しようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第1条につきましては、記念館の設置目的を定めるものであります。

第2条は、名称及び位置について。

第3条は、管理について。

第4条は、入館制限について。

第5条は、入館料について定めるものであります。

第6条につきましては、本町のふるさと館と同様、運営委員会を置くことができると定めるものであります。

第7条は、損害賠償について定めたものであります。

第8条は、委任といたしまして、この条例で定めるものを除くほか、必要な事項は教育委員会規則で定めると規定するものであります。

別表の入館料ですが、額につきましては現行のとおりとしております。

附則につきましては、編入前の忠類村で行われた申請等の行為の効力が生かされるよう、経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行合併は平成18年2月6日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありますか。

永井委員。

○委員（永井繁樹） この条例、現行尊重されて考えられたということですから、それに基づいてどのような方向性をもって考えたか。特にふるさと館条例、わが町ですね。それとの対応の中でちょっとご質問させていただきます。

まず、入館料においては現行のということで条例が出てきていますが、ふるさと館の場合の入館料と比較しますと、内容にやや差があるのですね。

将来的に考えたときに、こういった入館料の方向性というのはどういうふうと考えられているのか。

この現行のままでいこうとしているのか、ある程度統一性をもっていく方向で将来考え

ておられるのか。まず、それを1点お聞きしたいのと、入館料の減免のところですね。ここでは、うちのふるさと館条例からいくと非常に簡略なのですね。

うちにあるこの施設の場合ですと、4項目ぐらい。例えば、児童と引率者ですけど、継続的に使われる団体、65歳以上の者の心身障害者に対するものとか、そういったものが詳しく減免の中身が書かれています。こういったものも書かれないで簡略化されているのですけれども、全体的にこういった施設の条例の方向性というのはどういうふうと考えられて、現在、こういうものを提出してきたのか、その辺の説明を頂きたい。

○委員長（坂本偉） 合併担当参事。

○合併担当参事（飯田義晴） これは合併協議に基づく結果でありますので、私の方からお答えをさせていただきます。

公の施設の使用料、これは全般、いろいろ施設がございます。

これにつきましては、現行のとおり引き継ぐということになっておりまして、とりあえずはまず現行のとおりの使用料設定をさせていただいた中で、当然、施設にしても建設年あるいは構造によって、本来は統一を図らなければならない部分もありましょうから、それは新町において、全体のバランス、均衡が図れるように統一をしようという考え方になっております。

今後、新町になりましてから、1年程度の時間をかけながら、全体の使用料のバランスがとれるような検討をしてみたいということでございます。

○委員長（坂本偉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） 実は、明日、明後日と忠類の教育委員会さんと細かな事務調整の日程を組んでおります。その中で、幕別と忠類さんとの関係だけではなくて、先ほどのご質問のことで言えば、今の幕別の社会教育施設の中でも多少のばらつきがあります。

そういったことも含めて、将来の減免規定のわかりやすさという意味からも、可能な限り揃えていきたいなという考えでおります。

具体的な調整は、先ほど申し上げましたように、これからの事務調整の中で図っていきたいと考えております。

○委員長（坂本偉） ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） ございませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第56号、幕別町寿の家条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第56号、幕別町寿の家条例についてご説明申し上げます。
議案書の16ページをお開きください。

忠類村の編入に伴いまして、忠類村の財産につきましては、幕別町が引き継ぐこととなりますことから、公の施設の設置条例を制定するものであります。

なお、寿の家につきましては、忠類村の農村部における会館として、広く地域住民に利用されている施設であります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条につきましては、設置の目的を規定するものであります。

第2条につきましては、寿の家4施設の名称及び位置について規定するものであります。

第3条以下につきましては、施設の管理に関する基本的な事項を定めるものでありますが、第3条は、使用の承認について、第4条では、使用の不承認について規定しているものであります。

第5条は、使用料を無料と規定しているものであります。

第6条は、使用者の義務に関する規定であり、第7条は、使用の承認の取消し等について規定するものであります。

第8条は、損害賠償についての規定であり、第9条につきましては、委任の規定であります。

附則につきましては、編入前の忠類村で行われた処分、手続その他の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） ごございませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第57号、幕別町趣味の作業所条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第57号、幕別町趣味の作業所条例についてご説明申し上げます。

す。

議案書の18ページをお開きください。

忠類村の編入に伴いまして、忠類村の財産につきましては、幕別町が引き継ぐこととなりますことから、公の施設の設置条例を制定するものであります。

なお、趣味の作業所につきましては、陶芸等が行える作業施設として、住民に広く利用されている施設であります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条につきましては、設置の目的を規定するものであります。

第2条につきましては、趣味の作業所の名称及び位置について規定するものであります。

第3条以下につきましては、施設の管理に関する基本的な事項を定めるものでありますが、第3条は、使用の承認について、第4条では、使用の不承認について規定しているものであります。

第5条は、使用料を無料と規定しているものであります。

第6条は、使用者の義務に関する規定であり、第7条は、使用の承認の取消し等について規定するものであります。

第8条は、損害賠償についての規定であり、第9条につきましては、委任の規定であります。

附則につきましては、編入前の忠類村で行われた処分、手続その他の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） ごございませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第58号、幕別町へき地保健福祉館条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第58号、幕別町へき地保健福祉館条例についてご説明申し上げます。

議案書の20ページをお開きください。

忠類村の編入に伴いまして、忠類村の財産につきましては、幕別町が引き継ぐこととなりますことから、公の施設の設置条例を制定するものであります。

なお、へき地保健福祉館につきましては、忠類村の農村部における会館として、地域住民に広く利用されている施設であります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条につきましては、設置の目的を規定するものであります。

第2条につきましては、福祉館の名称及び位置について規定するものであります。

第3条以下につきましては、施設の管理に関する基本的な事項を定めるものでありますが、第3条は、使用の承認について、第4条では、使用の不承認について規定しているものであります。

第5条は、使用料を無料と規定しているものであります。

第6条は、使用者の義務に関する規定であり、第7条は、使用の承認の取消し等について規定するものであります。

第8条は、損害賠償についての規定であり、第9条につきましては、委任の規定であります。

附則につきましては、編入前の忠類村で行われた処分、手続その他の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） ごございませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第59号、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第59号、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書の22ページをお開きください。

「公の施設」の管理運営主体については、公共性の確保の観点から、公共的団体等に限られておりましたが、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年6月13日公布、同年9月2日から施行され、民間事業者にも管理運営を委ねられるようにする指定管理者制度が設けられました。現在、忠類村では、従前の管理委託制度により管理運営を委託している施設があり、忠類村の編入に伴いまして、幕別町におきましても、地方自治法の改正の趣旨を踏まえ、新たな制度に対応するために、全ての施設に共通する指定管理者の指定の手続等に関しまして、必要な事項を定める条例を制定しようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条、趣旨でございますが、この条例は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、幕別町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとするものであります。

第2条、公募であります但し、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、第1号から第6号までに掲げた事項を明示して公募することを規定するものであります。

第3条、指定の申請であります但し、指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に第1号から第5号までに掲げた書類を添えて、町長等に提出しなければならないことを規定するものであります。

第4条、選定方法及び選定基準であります但し、第1号から第5号までに掲げているとおりに選定基準を定め、これらの基準に照らし総合的に審査を行い、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定することを規定するものであります。

第5条、公募によらない指定管理者の候補者の選定等であります但し、第1項では、公の施設の性質、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するときは、第2条の規定による公募によらず、町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体（次項において「出資団体等」といいます）を指定管理者の候補者として選定することができるものと規定し、第2項では、公募によらずに選定するときは、出資団体等にあらかじめ第3条各号に掲げる書類の提出を求め、第4条各号に規定する選定の基準に照らし、総合的に判断するものと規定しているものであります。

第6条は、選定結果の通知についての規定であります。

第7条、再度の選定であります但し、第6条の規定により選定の通知をした後に、第4条又は第5条の規定により選定した団体を指定管理者に指定することが不可能となった場合などに、再度、指定すべき団体を選定することができることを規定しているものであります。

第8条、指定管理者の指定であります但し、指定管理者の候補者について、議会の議決を経てから指定管理者に指定し、その旨を告示しなければならないと規定しているものであります。

第9条、協定の締結であります但し、第8条の規定により指定された指定管理者は、町長等と施設の管理に関する協定を締結しなければならないこととし、その協定事項につきましては、第1号から第4号までに掲げているとおりとするものであります。

第10条、事業報告書の作成及び提出であります但し、指定管理者は、毎年度終了後60日以内

に、その管理する施設に関し、第1号から第3号までに掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならないと規定しているものであります。

第11条、業務報告の聴取等であります。施設の管理の適正を期するため、町長等が指定管理者に対し、業務報告の聴取等を行うことができると規定しているものであります。

第12条、指定の取消し等であります。第1項で、町長等は、指定管理者が第11条に規定する指示に従わないとき等の場合、その指定を取消しすることができるとし、第2項で、指定の取消し等により、指定管理者に損害が生じても、町長等は、その賠償の責めを負わないものとし、第3項で、指定の取消し等をした場合の告示について規定しているものであります。

第13条、原状回復義務等であります。指定管理者は、その指定した期間が満了したときなどの場合、速やかに、その管理しなくなった施設及び施設の設備等について、原状に回復しなければならないことを規定しているものであります。

第14条、損害賠償義務であります。指定管理者が、故意又は過失によりその管理する施設又は施設の設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならないことを規定しているものであります。

第15条、個人情報の取扱いについてであります。指定管理者は、施設を管理するに当たって知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、必要な措置を講じなければならないことについて、規定しているものであります。

第16条は、委任についての規定であります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 数点ありますので、1点1点お答えいただければ有り難いと思います。

条例等にはなかなか私たちも疎いところありますので、この新しい条例になりますので、まず、23ページの公募によらない指定管理者の公募者の選定等とありますが、この二つの条文の中に、選定は特例にかかわっての文章が入っていないのですが、公募がなかった場合にはという云々の文章が全く入れてないのですが、それらには何か入れなくてもいい、私は入れた方がいいのではないかなと思うのですが、入れないというその結果に至った理由をお聞かせいただきたい。

○委員長（坂本偉） 企画室参事。

○企画室参事（飯田晴義） 条例上は、その明文の規定はございませんけれども、公募しても公募がないという場合には、また改めてこの条例に基づく公募をしていくということになります。

○委員（永井繁樹） それと、24ページの指定管理者の指定ですが、指定期間は原則的にどのような指定期間と考えられておられますか。

○委員長（坂本偉） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 現在、措置しておりますのは、3年から5年ということで考えております。

○委員（永井繁樹） それと、10条の、ここでは指定管理者は毎年度終了後60日以内という設定ですが、私は次年度4月末ということを考えれば30日以内が妥当ではないかと思うのですけれども、この辺の60日という設定に至った経緯をちょっとお聞かせいただきたい。

○委員長（坂本偉） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） おっしゃるように、できるだけ早く報告をしてもらうのが有り難いと考えているところでもありますけども、指定管理者となる会社等におきまして、株主総会等とかの開催する日にちの問題もあります。

そういうようなことで、ある一定の期間をもった方が、より適切にできるということで、あえて60日という期間を設けさせていただいたところでもあります。

○委員（永井繁樹） それから、この条例の中で、これは教育委員会の施設の場合は教育委員会の条例がありますから抱き合わせで考えていけばいいのかなという結論にもなるのですが、教育委員会に公的な施設への適用という条例文がないのですね。

教育委員会の条例に、例えば、この条例のできたもの文を入れてしまえばそれでいいといえいいのですが、私たちの認識では教育委員会の公的な施設というのは、教育委員会側にあると思っていますから、その辺が、条文を入れられた方が、本当は、私はよかったのではないかと思うのですけれども、この辺はどういうふうと考えられたのでしょうか。

○委員長（坂本偉） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 条例の第2条を見ていただきたいと思いますが、条例の第2条の中に、町長又は教育委員会ということで、括弧書きで、以下、町長等と表現することにしております。

この条例につきましては、町長部局の施設及び教育委員会所管の施設両方についてこの条例が適用されるということでつくっております。

○委員長（坂本偉） ほかに質問ありますか。

豊島委員。

○委員（豊島善江） 新しい条例制定ということで、すべての公的な施設に共通するものとしてこの条例ですね。

それで、より慎重にならなくてはいけないと思うのですけども、この指定管理者の指定の手續等に関する条例、これができてもやはり自治体の公的責任だとか、それから公の施設の公共性はきちっと確保しなくてはいけないということが前提だと思うのですね。

それで、22ページの選定方法とありますね。それで、これでは、町長等はということで、町長等が審査をし、それから選定をするというふうになっています。

そこで、もっともっと透明性だとか客観性だとか、そういうものを考えれば、指定管理者を選定する審議会だとかをきちっと設置するべきではないかと思うのですが、その辺のところはどうでしょうか。

○委員長（坂本偉） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 指定管理者の選定につきましては、おっしゃるようになり慎重に取り扱わなければならないというのはその通りでありまして、これにつきましては、

条例上は選定に当たっての基本的な考え方を期待しております。

施設個々につきましては、その施設にあった選定基準を細かく設けることになるかとは、今現在思っております。

選定に当たりましては、選定委員会を設置して、その中で慎重な審議をしていくということになると考えております。

選定委員会の在り方につきましては、規則の方で定めていきたいと考えているところであります。

○委員長（坂本偉） 豊島委員。

○委員（豊島善江） 選定委員会をつくるということと、規則の中でということで、その中には、例えば、町の役場の職員だけではなく、公の人、公募だとか、それから学識経験者だとか、そういう人も含めて選定委員会に予定をしているのか、その辺のところはどうでしょうか。

○委員長（坂本偉） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 選定の基準につきましては、これはできるだけ公開したいと考えているところでありますけれども、具体的な選定に当たりましての論議につきましては、これは外部の人が入ることは余りふさわしいとは考えていません。

それで、町内の職員におきまして、選定委員会を構成して慎重に検討していきたいと考えているところであります。

○委員長（坂本偉） 豊島委員。

○委員（豊島善江） 施設がいろいろですから、なかなかピントが合わないのですが、そのいろいろある公の施設では、そういう、例えば、利用する団体の方だとか、それからそういう一定の経験を持っている人だとか入れた方がよりきちんと決まるというような施設もあるのではないかと思いますよね。

これは条例ですから、そこまでは踏み込まないとは思いますが、そのことも役場の職員だけでやってしまうというのではなくて、もっと開かれた方が私はよりいいと思うのですけれども。

○委員長（坂本偉） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 選定は、まずあくまでも一定の基準を満たしているかどうかをまず判断するものであります。

一定の基準を満たしている業者は、すべて選定されることに、まずなります。

その後に、選定された業者から、今度は1社に指名ということになりますが、そこについては慎重な審議を行うと。

そして、なお、これは指定された業者につきましては議会の議決を経なければなりませんので、その議会の中で、十分これは論議をされることでないかと考えております。

○委員（豊島善江） 23ページの、これも同じなのですが、選定基準の中に、（4）番、施設の管理にかかわる経費の縮減が図られるものであることというふうにありますよね。

この条文は、ここに入れなければならないものなのではないでしょうか。

例えば、こういう例があったというのが本に書いてあったのですが、経費の削減が図られるものであるということを書いたことによって、これまで第3セクターでやっていた

ところが、指定管理者に申請をしたときに、この削減が図られないで、同じ経費で出すと。これはちょっと難しいよということいろいろ意見が出されたというふうなことも本や何かに書いてあったのですが、これは本来の目的からいって、この条例の中に書かなくても私はいいのではないかと思いますよね。

どうなのでしょう。

○委員長（坂本偉） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） ただいまの件につきましては、やはり指定管理者制度を導入して、管理運営を委託するという大きな視点の中に、やはり経費の縮減というのが、行政側からとってですね。これは一つの判断材料として大きな視点になろうかと思います。

ですから、そういった意味では、この選定基準というのは一番大きな意味を占めてくるのではないかなという気がしております。

○委員（豊島善江） そのことによって、例えば、あそこで働いている人たちの賃金が低くなったりだとか、そういう労働条件が悪化するということはないでしょうかね。

いろいろ法を守るだとか、そういうのも謳われていますけど、そこに追い込まれていくのではないかなと思うのですが。

そういう想定はされませんか。

○委員長（坂本偉） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） これは経費をできるだけ効率的にやっていくということでありますから、サービスの向上、つまりサービスの低下は招かないようにサービスは続けていただく。その中で、不必要な経費等については縮減を図って、効率的な運営をやっていたきたいということであります。

そのことによりまして、利用者が伸びれば、収入が伸びるということになりますので、そういうような意味合いもありますので、この縮減には取り組んでいただきたいと、そういうことであります。

○委員長（坂本偉） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 追加してご説明させていただきますけども、今のご質問の中で、使われている従業員の賃金が安く抑えられるのではないかという話でありますけども、逆に一定の選定基準、公共施設を委託に出すという考え方に立った場合に、今、賃金体系では三省協定だとか、一般の町で定めた賃金だとか、いろいろなものが積算根拠として私どもの方で持ちますので、審査の段階でそれが異常に、例えば、賃金面が安いとかそのようなことになれば、それに対しての、選定の中でですね、なぜそのような賃金なのかというところに落ち着くと思います。

ですから、三省協定とかいろいろ法律で定められた賃金等については、守られるべきものでありますので、それを低く抑えて請け負うという形にはなかなかないだろうというふうに思っております。

○委員（豊島善江） それをきちんと守られるということは、この条例の中には書いていませんよね。基準の中にはね。書いてありましたか。

それは条例の中には触れられていませんよね。

○委員長（坂本偉） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 収支決算とか業務報告書を提出していただくことになりますの

で、その中において確認することができると考えております。

○委員長（坂本偉） 永井委員。

○委員（永井繁樹） 聞き忘れました。

簡単なことですが、26ページのこの16条、規則で定めるとありますが、現況で規則を定める内容については検討されているのでしょうか。

○委員長（坂本偉） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 現段階におきまして、条例施行規則ということで、今、検討中でありまして、その規則の中におきましては、具体的には、例えば、条例の2条6号に、町長が定める事項というのがありますけれども、そういうふうなことにつきまして、より具体的に定めるようなことも考えているところであります。

そういうようなこととか、あと、申請における資格にかかわることについての内容、さらに詳しく書くこと。

それと、あとは申請書等の書式について。あと、審査の方向につきまして。それと、先ほど申し上げましたけれども、選定委員会の設置及びその組織の在り方について。そして、その選定委員会の会議の在り方について。あとは、選定結果の通知とか指定の通知の具体的な書式等について、定めようと考えているところであります。さらに協定の締結、それと変更事項があった場合の届出の書式。それと事業報告についての書式。そういうようなことにつきまして、より具体的なものを規則で定める予定であります。

○委員長（坂本偉） 永井委員。

○委員（永井繁樹） 22ページの選定方法の、例えば、町が管理者を応募したけれども、1社だとした。その場合、選定基準に見合わなかったと。当然これは駄目ですね。すると、町はこれを管理者制度ということで導入していきたいのだけれども、応募1社が駄目だったということも考えられるのですね。

そういう場合はどういう方向でその後を考えていくのか。そしたらまた直接行政側の管理体制に戻していくのか。せっかくしようと思ったことができないという可能性もあるのですが。

この条令の中をとにかく言う問題ではないかもしれないけど、選定の中でそういうことが起こり得るのですよ。どういうふうに考えられておられますか。

○委員長（坂本偉） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 公募につきましては、もう一度やってみたいと思っておりますが、それでもなおかつ選定基準を満たさないということでありましたら、これは引き続き直営でやっていこうと考えています。

○委員長（坂本偉） 永井委員。

○委員（永井繁樹） お答えは簡単でいいですけど、そうすると、本来の目的が達成できないと、その施設に対しては。

本当は行きたい方向に行けないわけですから。そうすると、その選定基準そのものの見直しも含めていかないと、その要綱ではできないという業者ばかりだったらいつまでたっても管理者制度導入できないですから、だからその辺のところがちょっと気になるのです。

せっかくいい制度を導入するのだけれども、果たしてその基準が現況の業者にすべて合っていくかというとなかなか難しい状況もあると思うのですが、今のところはそうい

う考えだけですか。

それ以上のことはちょっと考えられないでしょうか。

○委員長（坂本偉） 助役。

○助役（西尾治） 今回のこの条例を提案させていただいた基本的な考え方の一つとしては、忠類村において、現に第3セクターによる管理が二つの施設で行われているという事情から、これが来年の9月で法の趣旨からいいますと、引き続き委託することが困難だと。指定管理者制度に移行を考えなければならない。

それで、先ほど豊島委員からご質問ございましたように、今回、第5条において、公募によらない使用についても、特に地域の特性、そういったものに対する考え方も1条付け加えさせていただいております。

それから、今、永井委員からご質問ございましたように、まずはできる限り町内において公募をし、応募があって、基準に満たすことが基本的に私どもとしては非常に有り難いと。

再度やって、なおかつそういう場合については、今、総務課長が言いましたように、一つには、直営にするという考え方もありましようし、もう一つには、そういう選定業者が、事業者が町内で見つからないという場合については、例えば、管内ぐらいに公募の範囲を拡大するというのも一つの手法かというふうには考えております。

これはそれぞれの施設の持っている特性もございますので、この制度を運用していくということになれば、必ずしもすべて町内だけで公募ができるのかどうなのか。これは慎重に私どもとしても判断していかなければならないというふうに思っておりますので、これはケースバイケースによって柔軟な対応も場合によっては必要になってくるのだろうというふうに考えております。

必ずしも駄目だったら、直営にするということで、コンクリートしているわけではない。それらの考え方もさらに精査させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（坂本偉） 豊島委員。

○委員（豊島善江） あと3点だけ聞きます。

1点目は、この条例の中に、個人情報の取扱いというのが書かれているのですが、情報公開条例の適用というそういう明記もきちんとすべきではないかと思うのですが。情報公開条例の方には入れているのはわかっていますけども、この条例の中にも入れるべきではないかなと思うのですが、その辺のことを一つと。

それから、施設運営に対して、指定管理者になっても、やはり住民参加だとかチェックシステムだとかいろんなことが必要だと思うのですよね。それで、利用する人たちの、例えば、運営委員会だとかそういう声が反映されるような、そういうような組織というのが必要ではないかなと思うのですが、こういうのはやはり要綱だとか規則になるのでしょうかね。その辺もお聞きします。

それから、もう一つなのですが、この指定管理者制度というのは、兼業禁止規定というのですか、例えば、首長だとか議員だとか、そういう関係者なんかに参加することを禁止するという、それには当てはまらないというようなことも言われているのですが、飽くまで公的な施設ということで言えば、そういう禁止するという規定を、どこかに盛り込むべきではないかと思うのですが、その考え方はどうでしょうか。

○委員長（坂本偉） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 情報公開の点につきましては、情報公開条例の中で規定されておりますので、そちらの方で取り扱うことになると思っております。

なお、個人情報についてはあえて規定しているものにつきましては、これは指定管理者の責務として、知り得た情報を他に漏らさないようにということを、しっかりと明文化しているという意味であります。

続きまして、兼職の禁止規定であります。これは規則の方で定めようと思っておりますが、これは禁止であります。

あと、第3点目が、業者が反映される仕組みということにつきましては、そういう声につきましては、私どもの方も行政として広く聞いていく姿勢は持ちたいと思っております。

○委員（永井繁樹） その兼業の禁止の規定というのは、地方自治法か何かで規定されていないですか、できるって。それをあえて規定できるの。それは選定の中で常識をもって判断すればいいことだから、それを規定するということはおかしなことになりませんか。

○委員長（坂本偉） 審査の途中でございますが、この際、11時15分まで休憩をいたします。

（11：05 休憩）

（11：15 再開）

○委員長（坂本偉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 地方自治法の中では、請負等の契約をする場合につきましては、兼業が禁止されております。

今回の指定管理者制度におきましては、特に明文化されておられませんけども、同じような考えのもとに、兼業を禁止した方が良いと考えますので、これは規則の中で、資格申請の項目を設けまして定めていきたいと考えているところであります。

○委員長（坂本偉） ほかに質疑ございませんか。

堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 私から1点だけ質問させてください。

助役からの説明の中で、現況の忠類地域においては、もう既にこの制度をもって運用している部分もあるので、これに合併の2月6日をもって施行となるような形になっているのですが、この幕別町地域においては、いつごろからどのような施設を順番にされていくのか。今の状況の中ではどういうふうに考えているのかだけ、ちょっと教えてください。

○委員長（坂本偉） 西尾助役。

○助役（西尾治） 私どもの施設については、議会の債務負担の行為の議決を頂きまして、平成15年から19年の長期継続契約の中で、各施設の委託管理契約を、今現在結んでいる最中でございますので、それぞれの施設については、19年までその契約が担保される格好になるかと思います。

それで、契約が切れる20年度から、具体的にどの施設が今回の指定管理者制度の適用をさせて運営した方がよいのか、施設の選定も含めまして、具体的な考え方については、公募期間の問題もございますので、できる限り18年度中にそれらの方向性について明らかに

できるように、内部で今検討作業を進めている最中でございますので、18年度中に、今、堀川委員の言われたようなことについては、明らかにできるように、今、準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（坂本偉） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） ございませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第60号、幕別町役場支所及び出張所設置条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第60号、幕別町役場支所及び出張所設置条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の27ページをお開きください。

本条例につきましては、忠類村の編入に伴い、地方自治法第155条第1項の規定に基づき忠類地区に忠類総合支所を設置するため、幕別町役場支所及び出張所設置条例の全部を改正しようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条につきましては、支所及び出張所の設置規定であります。

第2条につきましては、幕別町役場の支所及び出張所の名称、位置及び所管区域を定めるものであります。

なお、本条例の施行期日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

これ以降、質疑がないときには討論を省略させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（坂本偉） それでは、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(坂本偉) 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第61号、幕別町公告式条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(菅好弘) 議案第61号、幕別町公告式条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の29ページ及び議案説明資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現をより明確にするためのものです。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条につきましては、条例上の表現をより明確にするため、目的規定を改正するものであります。

同じく、条例上の表現をより明確にするため、第2条第2項、第5条第1項、同条第2項及び第6条中の文言等を改正しようとするものであります。

附則につきましては、編入前の忠類村で行われた公告等の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(坂本偉) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(坂本偉) 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(坂本偉) 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第62号、幕別町名誉町民条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(菅好弘) 議案第62号、幕別町名誉町民条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の30ページ及び説明資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現をより明確にするためのものです。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条及び第10条の見出しを、それぞれ「(目的)」と「(委任)」に改めるものであ

ります。

附則につきましては、編入前の忠類村で決定された名誉村民は、この条例の相当規定により決定された名誉町民とし、引き続き顕彰するとともに、編入日前に編入前の忠類村の区域に住所を有した方の第2条各号に規定する町に住所を有する期間について、忠類村に住所を有した期間を町に住所を有する期間とみなすよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略いたしまして、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第63号、幕別町表彰条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第63号、幕別町表彰条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書31ページ及び説明資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現をより明確にするためのものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条の見出しを「（趣旨）」から「（目的）」に改め、第7条の見出しを「（補則）」から「（委任）」に改め、同条中「町長が別に定める」を「町長が定める」と改めるものであります。

附則につきましては、編入前の忠類村で表彰をうけられた方及び編入日前の忠類村における在職期間が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(坂本偉) 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第64号、幕別町監査委員条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(菅好弘) 議案第64号、幕別町監査委員条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の32ページ及び説明資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、附則において、編入前の忠類村で行われた監査の請求等の行為の効力が生かされるよう、経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(坂本偉) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(坂本偉) 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(坂本偉) 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第65号、政治倫理の確立のための幕別町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(菅好弘) 議案第65号、政治倫理の確立のための幕別町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の33ページ及び説明資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の内容につきましては、第5条第2項において、資産等報告書等の閲覧請求について、現行においては幕別町民に限定しておりますが、合併協議において、誰でも請求することができるよう調整が整いましたので、「幕別町民は」を「何人も」に改正しようとするものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(坂本偉) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第66号、幕別町まちづくり町民参加条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第66号、幕別町まちづくり町民参加条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の34ページ及び説明資料の8ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

附則において、忠類村の編入に伴う経過措置として、幕別町行政改革推進委員会委員、幕別町障害者福祉計画策定委員会委員、幕別町介護保険運営等協議会委員、幕別町防災会議委員、幕別町健康づくり推進協議会委員、幕別町廃棄物減量等推進審議会委員及び幕別町公営住宅委員会委員については、合併時に忠類地域からの委員の委嘱をするため、第7条第1項の公募の規定を適用しない経過措置を追加で規定するものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第67号、幕別町行政手続条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第67号、幕別町行政手続条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の36ページ及び説明資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現をより明確にするためのものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第2条第1号につきましては、条例上の表現をより明確にするため、「規程」の次に「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程」を加えるものであります。

附則につきましては、編入前の忠類村で行われた申請等の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第68号、幕別町行政区設置条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 議案第68号、幕別町行政区設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案37ページ、説明資料12ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現をより明確にするためのものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、条例上の表現をより明確にするため、見出しを「設置」に改めますとともに、条文の文言を整理するものであります。

第3条第2項及び第3項につきましては、公区長の委嘱及び任期について規定していますが、現行の実態に合わせて文言を整理するものであります。

第5条につきましては、補助機関について規定しているものですが、第2項におきましては、補助機関に関する必要な事項は公区長が定めると規定しておりますので、どのような補助機関を設置するかにつきましては、公区長の裁量の範囲でありますので、細部に関する文言であります部及び班長を削除するものであります。

第6条につきましては、文言の統一を図るため、見出しを「（委任）」に改めるものであります。

附則につきましては、編入前の忠類村の区長、また、改正前の幕別町の公区長について、改正後の規定により、公区長に充てられた公区長とみなす経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第69号、幕別町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第69号、幕別町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の38ページ及び説明資料の14ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

附則において、忠類村の編入に伴う経過措置として、忠類地域から委員を委嘱するため、合併時から平成19年3月31日までの間に限り、委員の数を現行より3名増の18名以内とし、その委員の任期については現行の委員の任期と同じ平成19年3月31日までとする規定を追加するものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第70号、幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第70号、幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の39ページ及び説明資料の15ページをお開きください。

条例改正の主な内容でございますが、忠類村の編入に伴いまして、忠類村のコミュニティセンターを追加し、条例の内容につきましても、忠類村コミュニティセンター条例との整合性を図りつつ、所要の改正を行うとともに、附則で経過措置を規定するものであります。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条につきましては、今回提案しております他の公の施設の設置条例と同様に条例の始まりを「設置」の条文に改めるものであります。

第1条を削除し、第2条を第1条とするものであります。

第3条につきましては、忠類村のコミュニティセンターの名称及び位置を表に追加し、同条を第2条とするものであります。

第4条から第6条につきましても、1条ずつ繰上げを行い、それぞれ第3条、第4条、第5条とするものであります。

第7条につきましては、見だしを「使用料」に改め、忠類コミュニティセンターの使用料に係る規定を追加し、同条を第6条とするものであります。使用料につきましては、現行のとおり、幕別町現有のコミュニティセンター使用料を「別表第1」、忠類コミュニティセンター使用料を「別表第2」として改正するものであります。

また、第2項中、「前項」を「前2項」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に第2項として忠類コミュニティセンターの備付物件の使用料に関する規定を加えるものであります。

なお、忠類コミュニティセンターの使用料の額につきましては、議案説明資料17ページと18ページに記載しておりますが、別表第1の次に「別表2」、「別表3」として追加するものであります。

第8条、第10条につきましても、それぞれ繰上げ、繰下げを行い、第9条の見だしを「損害賠償」に改め、同条を第11条とし、第7条の次に忠類村コミュニティセンター条例の例によりまして、条項を加えるものであります。第8条につきましては、目的外使用に関する規定であり、第9条につきましては、特別設備の設置に係る使用の承認、第10条につきましては、使用者に対する原状回復の義務について規定するものであります。

附則につきましては、編入前の忠類村で行われた処分、手続その他の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(坂本偉) 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第71号、幕別町情報公開条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(菅好弘) 議案第71号、幕別町情報公開条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の43ページ及び説明資料の19ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現をより明確にするための改正及び指定管理者の情報公開に関する規定を追加するものであります。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

第12条については、文言の整理であります。

第21条の2につきましては、指定管理者は、その保有する文書で自己が管理を行う公の施設に関するものの公開に努めるものとするなどの規定であり、指定管理者の情報公開に関するものであります。

附則につきましては、編入前の忠類村において作成された、又は取得された公文書(ただし、保存期間が永年の定めのあるものを除く。)については適用しないものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(坂本偉) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(坂本偉) 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(坂本偉) 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第72号、幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(菅好弘) 議案第72号、幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の44ページ及び説明資料の21ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、指定管理者の個人情報保護に関する規定を追加するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

条例上の表現をより明確にするため、第11条の見出しを改めるとともに、指定管理者の個人情報保護に関する規定として、同条第2項において、町長又は教育委員会は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならないと規定し、同条の次に第11条の2として、実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者又は公の施設の管理を行う指定管理者は、当該委託又は管理の事務を行うに当たって取り扱う個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならないことなどを規定するものであります。

附則につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置として、編入前の忠類村から承継された個人情報についてのみなし規定及びこの条例の施行の日の前日までに、忠類村の機関において行われていた個人情報の処理で、この条例の施行の際、実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定によりなされたものとするみなし規定を追加するものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第73号、幕別町職員定数条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第73号、幕別町職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の46ページ及び説明資料の23ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う職員定数の改正と、条例上の表現をより明確にするためのものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条につきましては、条例上の表現をより明確にするため、文言の整理をするものであります。

第2条につきましては、忠類村の編入に伴い職員の定数を適正な定員管理となるよう一部改めるものであります。

改正後の定数の合計は283人で、現行の幕別町と忠類村の職員定数の合計が301人でありますので、改正後の職員定数は18名の減となるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第74号、幕別町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第74号、幕別町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の47ページ及び説明資料の24ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するためのものです。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

附則の改正であります。編入前の忠類村の職員であった者で、編入日以後において引き続き幕別町の職員である者に対する、編入日前に勤続した期間を条例第2条各号の規定による勤続した期間に通算されるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第75号、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について。提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第75号、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の48ページ及び説明資料の25ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現をより明確にするためのものです。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

題名を「幕別町職員の分限についての手続及び効果に関する条例」と改めるものであります。

条例上の表現をより明確にするため、第1条の見出しを「（目的）」に改め、第6条の見出しを「（委任）」に改めるものであります。

附則につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置として、編入日前に、休職を命じられた編入前の忠類村の職員で、編入日以後においても引き続き休職を命じられることとなるものに対する休職の期間の通算をするとともに、編入日前に、忠類村でなされた手続等の効力を生かすため、附則に2項の経過措置を追加するものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第76号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第76号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の49ページ及び説明資料の26ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現をより明確にするためのものです。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

題名を「幕別町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」と改め、第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中、「効果に関し、規定することを目的とする」を「効果について、必要な事項を定めるものとする」に改めるものであります。

第4条中、「減給」の次に「の機関を」、「6カ月以下」の次に「年」を加えるものであります。

第6条の見出しを「（委任）」に改め、附則第1項に、見出しとして「施行期日」を付

し、附則第2項の見出しとして「幕別町警察職員懲戒委員会に関する条例の廃止」を付すものであります。

次に、編入前の忠類村での減給及び停職の期間を通算する旨の規定をするとともに、手続等の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第77号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第77号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の50ページ及び説明資料の28ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現をより明確にするためのものであります。

以下、条文に沿ってご説明させていただきます。

題名を「幕別町職員の服務の宣誓に関する条例」と改め、第1条の見出しを「（趣旨）」に、同条中「宣誓に関し規定することを目的とする」を「宣誓について必要な事項を定めるものとする」に改めるものであります。

第2条の見出しを「服務の宣誓に改め」、第3条の見出しを「（委任）」に改めるものであります。

附則につきましては、編入前の忠類村で行われた服務の宣誓の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(坂本偉) 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第78号、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(菅好弘) 議案第78号、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の51ページ及び説明資料の29ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現をより明確にするためのものであります。

以下、条文に沿ってご説明させていただきます。

題名を「幕別町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」と改め、第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中、「特例に関し規定することを目的とする」を「特例について必要な事項を定めるものとする」に改めるものであります。

附則につきましては、編入日前の忠類村の職員であった者で、編入日以後においても引き続き幕別町の職員である者に係る、編入日前に行われた職務に専念する義務の免除の承認の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(坂本偉) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(坂本偉) 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(坂本偉) 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

審査の途中でありますので、この際、13時まで休憩いたします。

(11:55 休憩)

(12:59 再開)

○委員長(坂本偉) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第79号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第79号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の52ページ及び説明資料の30ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

附則につきましては、編入前の忠類村での勤務時間、休日休暇等の手続等の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第80号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第80号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の53ページ及び説明資料の31ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現をより明確にするためのものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

題名を「幕別町職員の育児休業等に関する条例」と改めるものであります。

条例上の表現をより明確にするため、第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、第11条の見出しを「（委任）」に改めるものであります。

附則につきましては、編入前の忠類村での育児休業に係る手続等の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第81号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第81号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の54ページ及び説明資料の33ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、特勤手当及び常勤的な宿日直手当を廃止し、期末手当及び勤勉手当の支給制限等に係る規定を追加するものであります。

以下、条文に沿ってご説明させていただきます。

第10条の2 特勤手当及び第14条ただし書の常勤的な宿日直手当についてであります、合併協議において廃止することで調整が整いましたので、手当を削除するものであります。

第16条の2 期末手当の支給制限では、懲戒処分を受けた者に対する期末勤勉手当の支給制限について及び第16条の3 期末手当の一時差止めでは、在職中に刑事事件に関し、起訴され判決が確定しない者に対する期末勤勉手当の一時差止め規定について、合併協議において明文化することが好ましいということで調整が整いましたので、規定することにしたものであります。

附則につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置として、編入前の忠類村での給与等に関する手続等の効力を生かすため及び承継職員の寒冷地手当に関し、平成17年度に限り従前の例によることとする規定を追加するものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第82号、幕別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第82号、幕別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の58ページ、説明資料の38ページをお開きください。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現をより明確にするためのものです。

第34条につきましては、見出しを「委任」に改めるものであります。

附則につきましては、第1項から第3項までについて見出しを付けたものであります。

また、この第3項の次に、忠類村の編入に伴う経過措置として2項を加えるものであります。

まず、第4項につきましては、忠類村の編入日以前に、同村の条例の規定によりなされた処分、手続等の行為については、この条例の規定によりなされたものとみなすものであります。

次に、第5項につきましては、編入日以前に忠類村の職員で編入日以後、幕別町の職員となる者が編入日前に出発し、かつ、編入日以後に完了する旅行の支給については、なお従前の例によるものとしてするものであります。

なお、本条例の施行月日は、平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第83号、幕別町特別会計条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第83号、幕別町特別会計条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の59ページ及び説明資料の39ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、特別会計の設置内容及び忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現をより明確にしたものであります。

以下、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条について、忠類村で独自に設置されている特別会計や、法令により設置が義務付けられている特別会計を含めまして、合併時に本町に置かれる全ての特別会計を規定することとしたものであります。

附則につきましては、第2項を追加し、編入前の忠類村において出納されていた各特別会計について、本条例において行われていたものとしてみなす経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

第1条各号の改正規定につきましては、特別会計予算の引継ぎ上、平成17年12月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第84号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第84号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の60ページ及び説明資料の41ページをお開きください。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものであります。

以下、改正の内容につきましてご説明させていただきます。

附則の第1項から第3項までは、見出しをそれぞれ付したものであります。

第4項につきましては、編入前の忠類村で行われた処分、手続、その他の行為が、効果が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第85号、幕別町財政調整基金条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第85号、幕別町財政調整基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の61ページ及び説明資料の42ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の文言を一部改めたものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第7条につきましては、文言の整理であります。

附則につきましては、編入前の忠類村で積み立てられた基金を、本条例において積み立てられたものとしてみなす経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第86号、幕別町減債基金条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第86号、幕別町減債基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の62ページ及び説明資料の43ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の文言を一部改めたものであります。

以下、条文に沿ってご説明させていただきます。

第6条の見出しを「処分」に改め、同条中、「支障する」を「限り処分する」に改め、同条第1号中、「急激な」を「著しい」に改め、同条第4号中、「発行を許可された」を「発行された」に改めるものであります。

第7条中、「町長が別に定める」を「町長が定める」に改めたものであります。

附則につきましては、編入前の忠類村で積み立てられた基金を、本条例において積み立

てられたものとしてみなす経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第87号、幕別町土地開発基金条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第87号、幕別町土地開発基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の63ページ及び説明資料の44ページをお開きください。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものであります。

以下、改正の内容につきましてご説明申し上げます。

附則につきましては、忠類村土地開発基金条例の規定に基づく基金に属する現金及び土地について、幕別町土地開発基金に引き継ぐこととするため、附則第2項に経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第88号、幕別町税条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第88号、幕別町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の64ページ、議案説明資料45ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、忠類村税条例との整合性を図るためのものです。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第142条につきましては、「入湯税の課税免除」を規定したのですが、新たに第4号として「前3号に定めるもののほか特別な事由があると認めた者」を追加するものです。

附則第24条は、忠類村編入日前に忠類村税条例により課した、又は課すべきであった徴収金について規定したものでありますが、これは編入日前の課税行為による徴収金でありますので、その取扱いについては旧忠類村税条例を適用するとしたものであります。

附則第25条は、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識について規定したものでありますが、編入日前に旧忠類村税条例の規定により交付を受けた標識について、編入後も継続して使用することに、その効力等に問題がないことから、新条例の相当規定により交付を受けたものとみなすものであります。

また、当該標識を有する者が新条例による標識の交付を希望する場合、編入日以後、現有標識と引換えに標識の再交付を受けることができる規定を設けたものであります。

附則第26条は、編入日前にした行為に対する罰則の適用について規定したものでありますが、これは編入日前の行為に対するものでありますので、忠類村での罰則の効力を生かすため、忠類村税条例を適用するとしたものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第89号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第89号、固定資産評課審査委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の65ページ、議案説明資料の46ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴い、忠類村固定資産評課審査委員会条例との整合性を図り条例上の表現をより明確にするとともに、忠類村の編入に伴う

経過措置の規定を設けたものであります。

以下、改正点につきましてご説明させていただきます。

題名及び第1条中の「固定資産評価審査委員会」に、それぞれ「幕別町」を付し、「幕別町固定資産評価審査委員会条例」と「幕別町固定資産評価審査委員会」に改めようとするものであります。

次に、附則第2項として、忠類村の編入に伴う経過措置を設けたものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第90号、幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第90号、幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の66ページ、議案説明資料の47ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、忠類村税外諸収入金の徴収に関する条例との整合性を図り、条例上の文言をより明確にするためのものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

条例第1条につきましては、本条例が税外諸収入金の徴収に関する督促、滞納処分等を目的としておりますことから、地方自治法においてこれらを明記しております第231条の3の規定に基づき条文の整理を行ったものであります。

第2条につきましては、「督促」について規定したものでありますが、第1項で督促状に納期限を指定して督促することに改めるとともに、第2項として指定する期限について督促状を発した日から14日以内と定め、条例上の表現をより明確にしたものであります。

第3条につきましては、「延滞金」について規定したものでありますが、「納付期限」を「督促状の指定期限」に改めるとともに、延滞金の額を北海道並びに近隣市町と同額の2,000円に改め、端数金額の処理について文言をより明確に整理したものであります。

第5条につきましては、「滞納処分」について規定したものでありますが、条例上の文言をより明確にするるとともに、忠類村税外諸収入金の徴収に関する条例との整合性を図り、滞納処分の着手日を督促状の指定期限後100日目までを加え、条文の整理をしたものであり

ます。

第6条につきましては、見出しを「過料」に改めるとともに、第1項の5倍に相当する金額について、地方自治法の規定に基づき5万円を超えない場合は5万円とし、同じく第2項の過料の金額にいたしましても地方自治法の規定に基づき5万円以下の過料を科すと改正を行ったものであります。

第7条につきましては、条文に沿いまして見出しを「委任」に改めたものであります。

附則第1項及び第2項につきましても、それぞれに新たに見出しとして、附則第1項に「施行期日」、附則第2項に「公法上の収入徴収に関する条例の廃止」を付したものであります。

附則第3項、第4項につきましては、編入前の忠類村で行われた行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

改正以前に督促状が発せられた収入金の取扱い及び罰則につきましては、従前の例によるところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第91号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第91号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の68ページ及び説明資料の49ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、別表の文言をより明確にし、地籍に関する手数料を追加するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

附則につきましては、編入前の忠類村での違反行為に対する罰則の適用についての規定を追加するものであります。

別表第1号につきましては、法律の改正により、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第13条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条」に、「鳥獣飼養許可証」を「鳥獣の飼養に係る登録票」に改め、同表第5号一般公共用自転車駐車場認定審査手数料につきましては、該当がないため削るもので

あります。

同表第26号につきましては、行政官庁で一般的に使用されている名称に改めるため、「成年被後見人及び被保佐人若しくは破産者でないことの」を「身分に関する」に改めるものであります。

同表第27号不在籍証明手数料につきましては、忠類村との協議によりまして「200円」を「250円」に改めるものでございます。

同表第40号の2国民年金納付証明手数料につきましては、国の事務に変更となっているため削るものであります。

また、合併協議に伴い管内の状況を参考に地籍に関する手数料を規定するため、同表第40の3を追加するものであります。

別表第41号につきましては、忠類村との協議により、現行の3区分から12区分に改めるものであります。

なお、本条例の施行期日は平成18年2月6日からとし、改正後の幕別町手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、施行日前に申請を受理したものについては、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第92号、幕別町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第92号、幕別町行政財産使用料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の70ページ及び説明資料の56ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、電気通信事業法施行令の改正による関係条文の改正及び行政財産の使用許可の期間が1カ月に満たない場合の土地等の使用料の額につきまして、忠類村の例により消費税に係る規定を設けるものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第2条第2項につきましては、全文を改正するものでありますが、電柱等を設置した場合の土地の使用料につきましては、電気通信事業法施行令に規定する土地等の使用の対価の額を準用しており、当該政令が改正されておりますことから、条例上の表現を「電気通信

事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に規定する金額」に改めるものであります。

また、ただし書の規定につきましては、忠類村との協議結果を踏まえ、忠類村の例によりまして、使用許可の期間が1カ月に満たない場合の土地の使用及び居住の用に供する建物又は建物のうち居住の用に供する部分の使用に係る使用料の額につきましては、基本額に100分の105を乗じて得た額とするものであります。

第3条につきましても、現行の政令との整合を図ることから、ただし書を削除するものであり、第6条につきましては、見出しを「委任」に改めるものであります。

附則につきましては、附則第2項で、編入前の忠類村の区域内の行政財産の使用許可の行為の効力が生かされるよう、また、附則第3項では、編入前に行われた忠類村の区域内の行政財産の使用の許可に係る使用料につきまして、当該使用許可を受けている期間に限って従前通りとする経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであり、改正後の第2条第2項の規定につきましては、この条例の施行日以後に許可される使用料から適用することとし、施行日前に許可されました使用料につきましては、従前の通りとする経過措置を設けるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第93号、幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（藤内和三） 議案第93号、幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書72ページ、議案説明資料58ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の内容につきましては、忠類村の編入に伴う措置として、忠類地区の小学校及び中学校を幕別町立学校として加えるものであります。

以下、改正部分をご説明いたします。

別表第1には、幕別町立忠類小学校を加え、別表第2には、幕別町立忠類中学校を加えるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第94号、幕別町学校給食センター条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（藤内和三） 議案第94号、幕別町学校給食センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の59ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴い、忠類村にある学校給食センターを追加するとともに、条例上の表現をより明確にするため、幕別町学校給食センターの名称を改正するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第2条につきましては、表中に幕別町忠類学校給食センター及びその位置を追加し、条例上の表現をより明確にするため、幕別町学校給食センターの名称を、幕別町幕別学校給食センターに改正するものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第95号、幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（藤内和三） 議案第95号、幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の60ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、忠類学童保育所を本町の学童保育所として設置するとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

現行条例の第2条、名称及び位置と、第3条、定員に関する定めを合わせ、名称、位置及び定員とし、忠類学童保育所の項を加え、その名称、所在地、定員について規定し、第2条とするものであります。

第4条を1条繰り上げて、第3条といたします。

第5条第2項中、「町長」を「幕別町教育委員会」と改め、第4条とします。

第6条第2項中、法令名が二つ入っておりますが、それぞれに法令番号を加え、同条を第5条とし、第7条を第6条とするものであります。

附則につきましては、編入前に忠類村で行われた申請等の行為の効力が生かされるよう、経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第96号、幕別町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（藤内和三） 議案第96号、幕別町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の62ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、委員の定数を見直すとともに、条例上の文言の整理であります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第1条の見出しの趣旨を、「設置」に。本文末尾を「設置する」に改めるものであります。

第3条第1項に定める委員定数「30名以内」を「20人以内」に。

第4条第3項に定める副会長の人数「2名」を「2人」に。

第6条の見出し「補足」とあるものを「委任」に改めるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日から、ただし、第3条第1項の定数につきましては、平成18年7月1日からの施行とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

豊島委員。

○委員（豊島善江） 1点だけ質問します。

協議会の委員の数が30から20というふうにした理由をお聞かせください。

○委員長（坂本偉） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 委員定数の減について、説明をさせていただきます。

本協議会は、地方青少年問題協議会法で、都道府県や市町村に青少年問題協議会を置くことができるようになっており、それに基づき設置いたしております。

また、同法では、協議会の役割は、一つといたしまして、総合的施策の樹立の意識審議。

二つとして、総合的施策の実施に必要な関係行政機関相互の連絡調整と定められております。

一方、本町の場合、子どもたちの健全育成に関する実際の活動は、児童生徒健全育成推進委員会が担っており、健全育成についての総合的施策の審議は、青少年問題協議会が具体的な実践活動を、児童生徒健全育成委員会というように、これまでも役割分担をしてきたところから、合併後も同様の進め方をいたしたいと考えております。

こうしたことから、青少年問題協議会の委員の定数を現行の30名から20人以内といたしまして、関係機関の代表者により構成するもので、十分その役割は果たせるものと考えております。

○委員長（坂本偉） ほかに質疑ございますが。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ありますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） ございませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第98号、幕別町図書館条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（藤内和三） 議案第98号、幕別町図書館条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の63ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う措置として、忠類村のふれあいセンター福寿内にあります図書室を、本町の図書館忠類分館として加えるものでありま

す。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第2条につきましては、第3条第2項に、「幕別町図書館忠類分館」を加えることによる表の示し方を統一したものであります。

第3条第2項につきましては、表中の「幕別町図書館札内分館」の次に、「幕別町図書館忠類分館」を加え、表の示し方を統一したものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第98号、幕別町体育館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（藤内和三） 議案第98号、幕別町体育館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の64ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、忠類村のプールと野球場を、本町の体育施設として設置するとともに、条例の体裁を整えるため、条項の整理を行おうとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

条例の名称を、「幕別町体育施設の設置及び管理に関する条例」から「幕別町体育施設条例」に改めます。

なお、体育施設とは、体育館を除く体育施設を指しております。

第2条、名称及び位置から、スキー場の部を削り、プールの部に「忠類町民プール」の項を。野球場の部に「忠類野球場」の項を加えるものであります。

なお、スキー場につきましては、合併後は経済部の所管となり、新条例として制定される幕別町スキー場条例にその管理運営が規定されます。

第3条以降につきましては、他の社会教育施設条例と統一性を図るため、条項の整理を行おうとするものであります。

第3条は使用の承認、第4条は使用の不承認、第5条は使用料、第6条は目的外使用等、第7条は特別設備の設置等について定めるものであります。

第8条を第11条とし、第7条の次に、第8条として「使用の承認の取消」と、第9条と

して「原状の回復」、第10条として「損害賠償」について定めるものであります。

附則第1項と第2項につきましては、改正経緯に見出しを加えるものであります。

67ページ、別表第1、スキー場リフト使用料を削除し、別表第2、陸上競技場使用料中、「町長」を「教育委員会」に改め、同表を別表第1とするものであります。

別表第3、野球場使用料を別表第2とし、「野球場使用料」を「幕別運動公園野球場使用料」に。「町長」を「教育委員会」に改めるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 先ほどの説明の、スキー場の所管変更。これに伴うちょっと詳しい説明をお願いしたいと思います。

○委員長（坂本偉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） 一つには、白銀台スキー場とうちのスキー場を比べると、まず規模の違い。これは大きく違うということです。

それで、もう一つは、忠類さんの方は、新しい町での経済部所管という格好になってまいります。

もうちょっと言いますと、あそこの道の駅だとか、そういった一体のものとして捉えてこれからも運営していきたいということでもあります。

確かに、うちの町はずっと教育部門で所管してまいりましたが、スキー場に関しては、忠類さんにたくさん索道技術管理の資格を持った方がおられるだとか、いろんなメリットもありますことから、経済部所管ということで協議を行いました。

○委員長（坂本偉） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第99号、幕別町スポーツセンター条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（藤内和三） 議案第99号、幕別町スポーツセンター条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料69ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、忠類体育館を本町の体育施設として設置をするとともに、忠類村の編入に伴

う経過措置を定めるとするものであります。

また、これに併せて、武道館に係る規定を本条例に統合し、条項の整理を行おうとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

題名を、「幕別町スポーツセンター条例」から「幕別町体育館条例」に改め、以下、各条項中の「スポーツセンター」を「体育館」に改めるものです。

第2条、名称及び位置に、幕別町忠類体育館の項を加えるものです。

第3条につきましては、他の社会教育施設と統一性を図るため、条項の整理を行おうとするものであります。

第3条を「使用の承認」に改め、第4条を第11条とし、第3条の次に、第4条として使用の不承認、第5条として「使用料」、第6条として「目的外使用等」、第7条として「特別設備の設置等」、第8条として「使用の承認の取消等」、第9条として「原状の回復」について定めるものであります。

附則第1項から第3項につきましては、改正経緯に見出しを加えるものです。

附則第4項は、武道館に係る規定を本条例に統合することにより、幕別町武道館条例を廃止するものです。

附則第5項につきましては、編入前の忠類村で行われた申請等の行為の効力が生かされるよう、経過措置を設けるものであります。

説明資料72ページ、別表1の農業者トレーニングセンターの上に、武道場の項を加え、その使用料等を定め、備考の第2項中、「町長」を「教育委員会」に改め、第3項とし、第1項を第2項とし、第1項として新たに「町民の利用は無料とする」と規定し、同表を別表第1とするものであります。

別表2を別表第3に改め、別表第2として、忠類体育館に係る使用料を規定するものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第100号、幕別町働く婦人の家条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（藤内和三） 議案第100号、幕別町働く婦人の家条例の一部を改正する条例に

つきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本議案は、合併協議の中で、町内の各公共施設の運営の在り方について協議した結果、働く婦人の家について、一定の整理が必要との考えから、提案させていただくものであります。

議案説明資料74ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、普通機関たる運営委員会を廃止し、近隣センターに準じた管理体制に移行することとし、これに伴う公の施設の条例としての体裁、条文構成に改めようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第1条を削り、第2条を第1条に、第3条を第2条に改めるものです。

第4条以降各条項に「利用」とありますのを「使用」に、「許可」とありますものを「承認」に改めるものです。

第4条を第3条として、第5条を第4条とし、第6条を削るものです。

第7条中、第2条を「行うものとする」を「行うことができる」に改め、第7条を第5条といたします。

第6条として、「使用の承認」を加え、第8条から第10条につきましては、1条ずつ繰り上げるものです。

第11条から第13条は、運営委員会に関する規定ですが、平成16年7月から近隣センターとしての管理運営に移行しており、近隣センター運営委員会も設置されておりますことから、この3条を削除し、第14条を第10条とするものです。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

1点、訂正をさせていただきます。

本条例の施行月日、平成18年2月6日からと申し上げましたけれども、平成18年4月1日からとするものであります。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第101号、幕別町母と子の家条例の一部を改正する条例について。

提案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案第101号、幕別町母と子の家条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の87ページ、説明資料の77ページをお開きください。

条例改正の主な内容でございますが、忠類村の編入に伴いまして、忠類村の財産につきましては、幕別町が引き継ぐこととなりますことから、現行条例に忠類村の施設の名称、位置並びに施設の管理に関する基本的な事項につきまして明記するとともに、経過措置を規定するものであります。

なお、忠類村の母と子の家につきましては、忠類村の農村部における会館として、地域住民に広く利用されている施設であります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条につきましては、見出しを「設置」に改めるものであります。

第2条につきましては、忠類村の母と子の家の名称及び位置を追加するものであります。

第3条は、委任規定であります。同条中「規則で定める」を「町長が定める」に改めまして、第9条とし、第2条の次に使用の承認、使用料、使用者の義務など施設の管理に関する基本的な事項を規定する条項を第3条から第8条まで加えるものであります。

第3条は、使用の承認について、第4条は、使用の不承認について規定しているものであります。

第5条は、使用料を無料と規定しているものであります。

第6条は、使用者の義務について、第7条は、使用承認の取消し等について、第8条は、損害賠償について規定しているものであります。

附則につきましては、編入前の忠類村で行われた処分、手続その他の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がございませんので、質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

これで、本委員会に付託されました議案の審査すべてが終了いたしました。

説明員の方々、どうもご苦労さまでした。ご退席お願いいたします。

暫時休憩します。

（13：57 休憩）

（14：00 再開）

○委員長（坂本偉） 休憩を閉じて会議を開きます。

議案に基づきまして、先ほど、1番目の付託されました議案の審査につきまして、すべて終了したわけでございます。

委員会報告として、今後、委員会報告書の作成につきまして、委員長、副委員長に一任願いたいく思いますけれどもよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○委員長（坂本偉） それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、議案書に基づきまして、2番目のその他、所管事務調査の項目について、本日、委員の皆さまの意見を聞いて決めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(発言する者あり)

佐々木委員。

○委員（佐々木芳男） 余りやっていないところに、エとオがありますね。

このあたりを勉強したらいいと思います。

○委員長（坂本偉） 今、佐々木委員から、エの土地利用及び開発調整に関する事項。オの国土調査及び統計に関する事項。二つ出たわけなんですけど。

永井委員。

○委員（永井繁樹） やっていないのがあるのだから、列挙してやっていない学校教育あるのですから、これは当然学校教育を入れなければならないですね。

やられてないのだから。

これを、追加をやるということですね。自動的に、学校教育は。

○委員長（坂本偉） いずれにしても閉会中の継続審査ということで、三つ挙げて、できる限りご希望に添える形の中でやりたいと思うのですが、その三つの中で、二つぐらいになる可能性もあるのですが、それはお任せいただけますか。

(はいの声あり)

○委員長（坂本偉） それでは、確認いたします。

エとオとクということで、その中で最低でも二つやるということによろしいですね。

(はいの声あり)

○委員長（坂本偉） それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、その他で皆さんから何かご意見ありますか。

(なしの声あり)

○委員長（坂本偉） なければ、これで会議を閉じたいと思います。

(14:05 閉会)